

鳥取県公報

- 目次**
- ◇訓令 鳥取県木炭検査施行手続の一部改正
 - ◇告示 優良牛馬奨励規程外二件廃止
 - 土地の公用廃止
 - 保母資格証明書の交付
 - 急傾斜地帯の追加指定
 - 鳥取魚市場の登録期間の延長

訓令

鳥取県訓令第2号

地方事務所長

鳥取県木炭検査施行手続（昭和二十五年六月鳥取県訓令甲第七号）の一部を次のように改正する。

昭和二十八年一月二十七日

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県知事 西 尾 愛 治

附表2の「検査簿及検査成績簿」を「検査簿（移出）及び検査成績簿（生産）」に改める。

2 附表2の様式中「木炭検査簿」を「木炭生産検査簿」に「木炭検査成績簿」を「木炭生産検査成績簿」に改め、木炭生産検査成績簿の次に木炭移出検査簿及び木炭移出検査成績簿を次のように加える。

附 則

この訓令は、公布の日から施行し、昭和二十七年一月二十日から適用する。

告 示

鳥取県告示第二十六号

次に掲げる告示は廃止する。

昭和二十八年一月二十七日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

優良牛馬奨励規程（昭和四年八月鳥取県告示第二百三

号）

有畜農業奨励規程（昭和八年九月鳥取県告示第三百六

十二号）

鳥取県畜産増殖資金貸付規程（昭和十一年九月鳥取県

告示第四百九十九号）

鳥取県告示第二十七号

次の土地はその公用を廃止する。

昭和二十八年一月二十七日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

西伯郡高麗村大字長田字東ケコ垣三三番地先 雑種地

二十步

同所字大新田ノ二三三九番地先 同一畝十五步

同所三九五番地先 同五步

（関係図面は土木部管理課に保管する）

鳥取県告示第二十八号

次の者に対し保母資格証明書を交付した。

昭和二十八年一月二十七日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

東伯郡南谷村 西田八重子

鳥取県告示第二十九号

急傾斜地帯農業振興臨時措置法（昭和二十七年法律第百三十五号）第三條第三項の規定に基づき、左の町村の区域を急傾斜地帯として追加指定した。

昭和二十八年一月二十七日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

町 村 名 指 定 期 日

東伯郡上北條村 昭和二十七年十月三十日

岩美郡大成村 昭和二十七年十一月一日

八頭郡船岡町 昭和二十七年十一月三日

鳥取県告示第三十号

昭和二十七年四月鳥取県告示第二百十七号をもつて公示した鳥取県漁業協同組合連合会鳥取魚市場の登録期間を昭和二十七年十二月二十六日次のように延長した。

昭和二十八年一月二十七日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

延長期間

自 昭和二十八年一月 一日

至 昭和二十八年三月三十一日